

学習支援事業者と学校との連携に関する基礎調査

A Survey on Partnerships between organizations operating learning support projects and schools to address child poverty

仲田 康一 大林 正史 柏木 智子

Koichi NAKATA, Masafumi OHBAYASHI, and Tomoko KASHIWAGI

Key words: 学習支援事業者, 学習支援, 子どもの貧困, 学校との連携

1. 研究の目的

本研究は、生活困窮世帯の子どもを対象として実施される学習支援事業に焦点をあて、学習支援事業者と学校との連携実態に関する基礎調査の結果を示し、そこから実践的示唆を得ることを目的とする。

近年、子どもの貧困が政策的アジェンダとなり、さまざまな施策が打ち出されている。その一つに、生活困窮世帯の子どもの学力保障のための学習支援事業がある。2015年4月に施行された生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」の積極的な運営とそのための助言や援助を都道府県の責務とすることが規定された。これを受け、福祉事務所が設置されている自治体における生活困窮者向け学習支援事業費の2分の1が国庫補助となった。それ以降、学習支援事業に取り組む自治体や事業者が増え、その活動は活発化していった。また、文部科学省の所管する地域学校協働活動推進事業において、「地域未来塾」による学習支援の充実が進められている。地域未来塾は、平成31年度（令和元年度）に5,000中学校区での実施が目指されている。

学習支援事業には、学校学習への支援のみならず、居場所づくりや生活支援といった幅広い支援が含まれる（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット2017、駒村・田中2019）。だが、学習支援事業の主なねらいの一つが、子どもの学力保障であるならば、子どもの通う学校との連携が求められる。なぜならば、子どもの進学や就職先の決定に大きな影響を及ぼすのは学校だからである。また、子どもの学校生活の充実を大きく左右するのは学校の方針や学校の活動であったりするからで

ある。子どもの通う学校の方針や活動に沿わない形での支援を行う意味はあるものの、それらを踏まえた上での支援の方が効果的なのではないか。筆者らは、このような問題意識のもと、学習支援事業者と学校との連携実態を明らかにする調査研究を実施することとした。

学習支援事業者と学校との連携実態を明らかにした先行研究として、学習支援事業者を対象とし、2016年度に実施した学習支援事業に関する全国調査がある（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット2017）。それによると、学習支援事業者が連携・協力の必要性を感じる機関は、中学校が59.8%（第1位）、教育委員会が50.7%（第2位）、小学校が44.9%（第3位）、高校が32.1%（第6位）という回答結果となっている（複数選択可）。順位でいうと、上位3位を学校・教育委員会が独占している結果となっている。しかしながら、すでに実際に連携ができていく機関についての回答では、中学校が32.4%、教育委員会が38.2%、小学校が18.6%、高校が4.7%と、優れない結果となっている。これらから、学習支援事業者からは学校との連携の必要性が感じられながら、実施できていない状況がうかがえた。ただ、それ以前に、学校との連携・協力の必要性を感じる回答率が、中学校で約6割、小学校で約4.5割という数値は、やや低いように思われる。

そのため、本研究では、学習支援事業者と学校との連携実態を探るため、まずは前提として①さいたまユースの後続調査として、各学習支援事業者の基礎的な情報についてその後の情報を明らかにする。次いで、②学習支援事業者の学校との連携の必要性認識や、連携の実態を明らかにするとともに、③学習支援事業者が学校との連

携を必要としているのであれば、その阻害・促進要因は何かを明らかにする。

2. 調査の概要

本研究では、質問紙調査による調査を行った。調査対象は、生活困窮者自立支援法にもとづいて事業運営を行っている事業者である。その理由は以下の3点にある。第一に、生活困窮者自立支援法に依らない学習支援事業者やその活動は全国各地に広がっているものの、質問紙調査を実施する際に、それらの全国的な広がりへの把握の困難という調査実施における限界性があったことである。第二に、ユニバーサルな側面を有する地域未来塾は、必ずしも貧困対策として運営されているわけではなく（大林 2020）、子どもの貧困対策としての学習支援事業者と学校との連携を検討する本研究と齟齬が生じるためである。第三に、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネットによって 2016 年度に実施された学習支援事業者の全国調査は 2015 年の生活困窮者自立支援法制定直後であり、その後の事業発展の上で、学校との連携の様相も変容しているのではないかと予測が立てられたためである。上記理由から、本研究の調査対象は、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネットによって 2016 年度に実施された全国調査において対象となった事業者とした。ただし、すでに事業を運営していなかったり、事業者が複数に分離していたりした場合は、郵送の取りやめや各事業者への郵送を適宜行った。

調査実施時期は、2018 年 11 月である。調査票を学習支援事業者に郵送し、返送してもらった。配布数は 351、有効回答数は 160、有効回答率は 45.6%であった。全国調査で 45%の有効回答率を得られた背景には、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネットが行った調査の継続研究という位置づけと、同法人の調査協力があつたためであると考えられる。

調査票は、次の3点から構成されている。第一に、事業者の事業形態や事業の運営方法等活動実態に関する内容である。第二に、学習支援事業における学校との連携の必要性に関する内容である。第三に、学習支援事業における学校との連携程度に関する内容である。第一に関しては、特定非営利活動法人「さいたまユースサポートネット」(2017)の調査項目の一部を転用の許可を得て使用し、比較可能にした。

3. 調査結果

(1) 学習支援事業者の事業形態

事業形態として最も多いのは NPO 法人、次いで社会福祉協議会であった(表 3-1)。「さいたまユースサポートネット」調査(以下、ユース調査)結果では、自治体直営が2番目に多く、本調査結果とは異なっていた。

表 3-1 学習支援事業者の事業形態

事業形態	% (度数)
NPO 法人など (非営利)	53.8 (78)
社会福祉協議会	26.2 (38)
社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	9.7 (14)
民間企業	6.9 (10)
塾・家庭教師	2.1 (3)
大学等の教育・研究機関	1.4 (2)
連合体 (NPO 連合など)	0.0 (0)
自治体直営	0.0 (0)
合計	100 (145)

(2) 学習支援事業の方法(実施形態)(複数回答)

個別指導・少人数指導等の教室型が最も多く、次いで、自宅訪問型であった。(表 3-2)。この結果は、ユース調査と重なるものであった。

表 3-2 学習支援事業の方法(実施形態)(複数回答)

実施形態	%
教室型 (個別指導・少人数指導等)	85.6
自宅訪問型	21.3
教室型 (一斉指導方式)	16.3
インターネット	5.0
通信教育	5.0

(3) 学習支援を開始した時期

回答に際しては、生活困窮者自立支援法にもとづく学習支援事業に限らず、事業者の学習支援事業全般の開始時期を回答してもらった。最も早い時期として、1974 年に 3 事業者が学習支援事業を開始していた。最も遅い時期が、2018 年であった。表 3-3 からは、約半数の事業者が、法律施行以前より学習支援事業を行っていた実態が読み取れる。この結果は、ユース調査と重なるものであった。

表 3-3 学習支援の開始時期

開始時期	% (度数)	開始時期	% (度数)
1970-2014 年	49.7 (79)	2017 年	1.9 (3)
2015 年	19.5 (31)	2018 年	0.6 (1)
2016 年	28.3 (45)	合計	100 (159)

(4) 学習支援事業の教室数

表 3-4 に示すように、2017 年度末における学習支援事業の教室数は、1 教室が 54 事業者と最も多く、最大で 52 教室を維持する事業者が 1 事業者あつた。また、教室数

は0の事業者も12事業者あった。この結果は、ユース調査と重なるものであった。

表 3-4 学習支援事業の教室数

教室数	% (度数)	教室数	% (度数)
0	7.8 (12)	5	4.5 (7)
1	35.1 (54)	6-10	9.7 (15)
2	15.6 (24)	11-15	2.6 (4)
3	13.6 (21)	16-20	1.3 (2)
4	5.8 (9)	21-54	3.9 (6)
		合計	100 (154)

(5) 学習支援事業の総実施回数

2017年度に実施した教室型・訪問型のそれぞれの学習支援事業の総実施回数を示したのが表 3-5 である。教室型では1教室あたりの年度内総実施回数の、訪問型では1事業者あたりの年度内総実施回数の平均値・中央値・最大値を示している。ユース調査と比較すると、教室型の平均値が73.4から62.53へと、中央値は両者ともに48と変わらない値であった。教室型の平均値の下降理由として、調査対象事業者の受託規模によるものと考えられる。

表 3-5 学習支援事業の総実施回数(回)

	平均値	中央値	最大値
教室	62.53	48.00	255.00
訪問	270.23	149.00	2280

(6) 学習支援事業の定期的な実施曜日(複数回答)

事業の実施曜日は、平日が最も多く、土曜日が43.1%、長期休暇が28.8%となっている(表 3-6)。この結果は、

ユース調査と重なるものであった。

表 3-6 学習支援事業の定期的な実施曜日

実施曜日	%
平日	76.9
土曜日	43.1
日曜日	8.1
祝日	5.0
長期休暇	28.8

(7) 学習支援事業の1日あたりの活動時間

曜日・長期休暇中にかかわらず、1日2時間程度の活動が最も多かった。長期休暇中に8時間程度事業を実施しているところもあった(表 3-7)。この結果は、ユース調査と重なるものであった。

表 3-7 学習支援事業の1日あたり活動時間(%)

活動時間	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
平日	3.4	63.0	16.8	10.9	0.8	4.2	0.8	0.0	100
土曜	6.0	50.7	20.9	9.0	3.0	7.5	3.0	0.0	100
日曜	6.3	43.8	31.3	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	100
長期休暇	4.7	53.5	18.6	9.3	2.3	4.7	4.7	2.3	100

(8) 学習支援事業の利用者実数

表 3-8 に示すように、2017年度における学習支援事業の利用者数の実数は、乳幼児はほとんどおらず、小学生・高校生も少ない状況にあった。中学生の利用者数が最も多く、学習支援事業のメインターゲットが中学生であることがわかる。なお、中卒・高校中退者が利用する学習支援事業もあった。

表 3-8 学習支援事業の利用者実数

対象者の学校段階	0人	1-9人	10-19人	20-29人	30-99人	100人以上	合計(%)
乳幼児	98.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.7	100
小学生	35.5	27.0	12.5	5.9	13.2	5.9	100
中学生	6.0	22.0	22.0	7.3	26.0	16.7	100
高校生	50.3	29.1	7.3	6.0	5.3	2.0	100
中卒・高校中退者	89.3	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100

(9) 有給のスタッフとボランティアの総数

学習支援事業に携わる有給のスタッフとボランティアの総数は、表 3-9 の通りである。

表 3-9 有給のスタッフとボランティアの総数(人)

	平均値	中央値	最大値
有給のスタッフ	13.58	5.00	250
ボランティア	55.78	8.00	3753

有給スタッフ数は平均13.58人、ボランティア数は平均55.78人で、いずれもユース調査より大きい数値を示している。しかし、中央値で見ると、有給スタッフ数では5.00人、ボランティア数では8.00人であった。また、表には示さなかったが、最頻値を参考までに述べると、いずれも0人であった。規模の大きな事業者が増え、平均値を引き上げている一方、少数の有給スタッフやボランティアによって運営されている事業者も依然として少

なくないということが分かる。

なお、ここに挙げた値は、それぞれの事業者には有給スタッフやボランティアが何人いるかを示したものであり、各教室に配置されるスタッフ・ボランティアの人数ではないことに注意されたい。

(10) 学習支援事業者の有給・ボランティアスタッフ数の経験別平均値と経験者を有する事業者の割合

表 3-10-2 から、65.8%の事業者で教員経験者が有給のスタッフとして運営に携わっている。表 3-10-1 の人数の

中央値が1であるため、その人数が多くはないものの、教員経験を活かして学習支援事業の運営を行っているのがわかる。(9)で述べたとおり、各事業者における有給スタッフは平均 13.58 人であることから、約 1/3 が教員経験者であることが分かる。

表 3-10-2 からは、28.3%の事業者で生活困窮者福祉関係の業務経験者が運営に携わっていることがわかる。これらから、学習支援事業の運営には、教育や福祉の経験的知識やスキルが必要とされていると推察される。

表 3-10-1 学習支援事業者の有給・ボランティア数の経験別平均値・中央値(人)

		教員経験者	生活困窮者福祉関係の業務経験者	都道府県・市区町村役場での勤務経験者
有給のスタッフ(常勤・非常勤などの雇用形態は問わない)	平均値	4.01	0.64	1.54
	中央値	1.00	0.00	0.00
ボランティア(有償・無償は問わない)	平均値	2.76	0.10	0.27
	中央値	0.00	0.00	0.00

表 3-10-2 学習支援事業者の有給・ボランティアの経験別割合(%)

	教員経験者のいる事業者	生活困窮者福祉関係の業務経験者のいる事業者	都道府県・市区町村役場での勤務経験者のいる事業者
有給のスタッフ(常勤・非常勤などの雇用形態は問わない)	65.8	28.3	14.6
ボランティア(有償・無償は問わない)	46.7	5.9	13.3

4. 学習支援事業者と学校との連携の必要性和連携程度

(1) 学校との連携の必要性の程度

学習支援事業における学校との連携の必要性について、「とても必要である」「ある程度必要である」「あまり必要ない」「全く必要ない」の4件法で回答を得た(表 4-1)。「必要である」とする回答が合計 91.6%となった。ただし、「とても必要である」が5割を切っており、学校との連携が喫緊の課題として認識されているわけではない点に留意が必要である。

表 4-1 学習支援事業における学校との連携の必要性

回答	%
とても必要である	49.0
ある程度必要である	42.6
あまり必要ない	7.1
全く必要ない	1.3
合計	100

(2) 学校との連携程度

学習支援事業について、学校との連携がうまくいっているかどうかについて、「とてもうまくいっている」「ある程度うまくいっている」「あまりうまくいっていない」「全くうまくいっていない」「学校との連携はそもそも必要ない」の5つの選択肢の中から一つを選択する方式で回答を得た(表 4-2)。

その結果、「うまくいっている」との回答が計 54%であり、2016 年度に実施された「さいたまユースサポートネット」の全国調査の結果よりも、学校との連携がうまくいっている学習支援事業者が多くなっている。ただし、現在でも4割近くの事業者が「うまくいっていない」と回答しており、連携の阻害要因と促進要因を探る必要があると考えられる。

表 4-2 学校との連携程度

回答	%
とてもうまくいっている	5.4
ある程度うまくいっている	48.6
あまりうまくいっていない	29.7
全くうまくいっていない	9.5
学校との連携はそもそも必要ない	6.8
合計	100

(3) 学校との連携がうまくいかない理由

学校との連携がうまくいかない理由をそれぞれの回答ごとに「よくあてはまる」「ある程度あてはまる」「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」の4件法で回

答を得た（図 4-3）。最も多かったのが「教育委員会と福祉部局の連携が不十分である」という部局間連携不足であり、「学校に連携のコーディネーターがない」「教師が学習支援との連携を自らの職務範囲とっていない」という学校内組織の問題がこれに次いだ。また、「教師が忙しい」という回答が多いことから、学校の事情を理解した上で回答がなされたように思われる。

その他、「個人情報共有のルール・ガイドラインが未整備」「文部科学省と厚生労働省の連携が不十分である」といった回答も多く、学習支援事業者と学校との連携がう

まくいかない大きな理由として、行政の対応の不十分さが指摘された結果となった。これについては、「教師が子どもの貧困問題に関心を持っていない」「教師が子どもの貧困の実態を理解していない」とする回答は少ないことから、学習支援事業者との連携にあたり、教師の責任ではないところに課題があるとする回答結果が示されたといえる。ただし、子どもの貧困に対する教師の関心や理解の不足が 2～3 割程度示されたという結果については、教員養成・研修等の課題として捉えられるべきものでもありと考えられる。

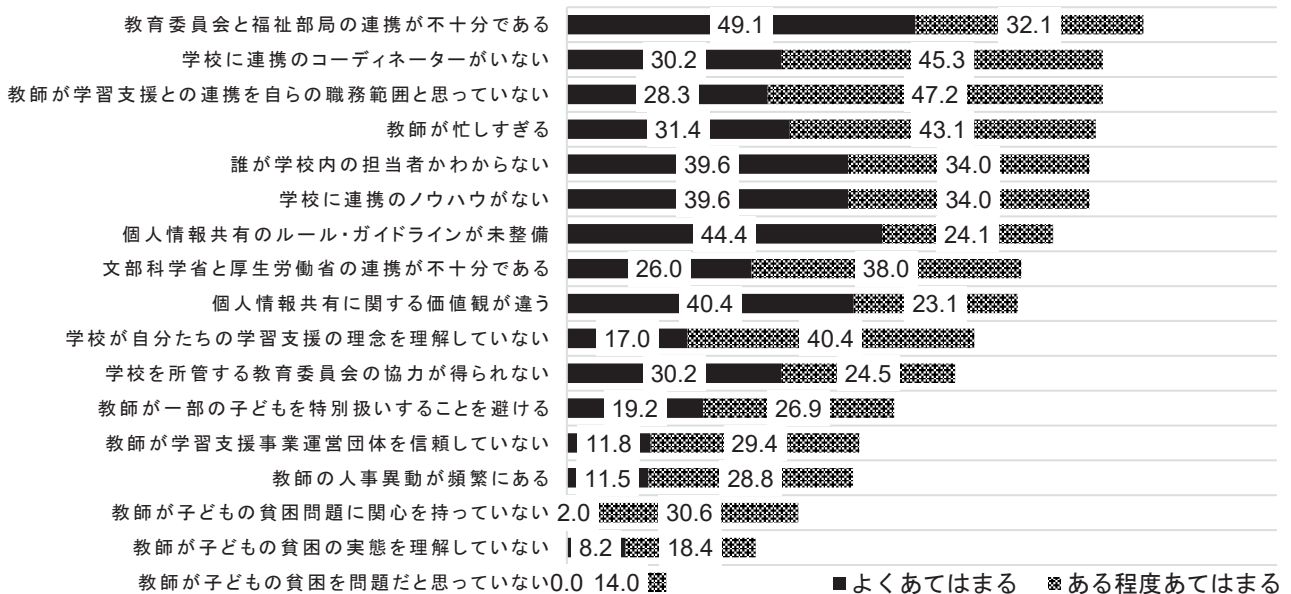


図 4-3 学校との連携がうまくいかない理由

(4) 学校との連携がうまくいっている事業者の特徴

～学校との連携がうまくいっている程度と他の項目との関連

表 4-4-1 は、学校との連携がうまくいっている程度と、学校との連携の必要性との関連についてのクロス集計の結果である。表 4-4-1 から、9 割以上の学習支援事業者が

学校との連携が必要だとしつつも、そのうち 4 割程度の事業者ではそれがうまくいっていないと回答していることがわかる。よって、学校との連携がうまくいっている学習支援事業者の特徴を明らかにする必要があると考えられる。

表 4-4-1 学校との連携程度と学校との連携の必要性のクロス表

学校との連携の必要性	学校との連携がうまくいっている程度(%)				
	とてもうまくいっている	ある程度うまくいっている	あまりうまくいっていない	全くうまくいっていない	学校との連携はそもそも必要ない
とても必要である (N=73)	8.2(%)	45.2	31.5	12.3	2.7
ある程度必要である (N=61)	3.3	57.4	29.5	8.2	1.6
あまり必要ない (N=11)	0.0	36.4	18.2	0.0	45.5
全く必要ない (N=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計 (N=147)	5.4	49.0	29.3	9.5	6.8

次の表 4-4-2 は、学校との連携がうまくっている程度と、事業形態との関連についてのクロス集計の結果である。社会福祉協議会と社会福祉法人では、「とても/ある程度うまうまうまっている」割合がそれぞれ 47.2%・46.2%、NPO 法人などでは 66.7%だった。他方、塾・家庭教師と民間企業は、「とても/ある程度うまうまうまっている」割合は 16.7%となった（表には示していないが、ケースが 1 桁のため、まとめて再計算した；N=12）。以上からは、学

習支援事業において、営利学習支援事業者よりも、非営利学習支援事業者に事業を委託する方が、学習支援事業者と学校との連携が進むことが予想される。

また、分析の結果、学校との連携がうまくうまっている程度と、学習支援事業者のスタッフの経験、対象者の学校種、事業の年間総実施回数、教室数、事業開始年との間に関連は見られなかった。

表 4-4-2 学校との連携程度と事業形態のクロス表

事業形態	学校との連携がうまくうまっている程度(%)				
	とてもうまうまうまっている	ある程度うまうまうまっている	あまりうまうまうっていない	全くうまうまうっていない	学校との連携はそもそも必要ない
社会福祉協議会 (N=36)	2.8 (%)	44.4	41.7	11.1	0.0
社会福祉法人 (N=13)	7.7	38.5	7.7	30.8	15.4
NPO 法人など (N=72)	5.6	61.1	23.6	4.2	5.6
塾・家庭教師 (N=3)	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0
民間企業 (N=9)	0.0	11.1	33.3	22.2	33.3
大学等の教育・研究機関 (N=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計 (N=134)	5.2	50.0	28.4	9.7	6.7

(5) 学校との連携がなげうまうまうまっているか

学校との連携が「ある程度うまうまうまっている」、「とてもうまうまうまっている」と回答した学習支援事業者に対して、学校との連携がなげうまうまうまっているのかを自由記述形式で尋ねた。その結果、74 の学習支援事業者から自由記述の回答を得た。その自由記述について、意味内容ごとにコーディングを施し、117 の小カテゴリを作成した。その 117 の小カテゴリを中カテゴリ、大カテゴリに整理したのが表 4-5 である。以下、同表から、学習支援事業者と学校との連携を促すにあたって、特に重要と思われる点について、指摘したい。

① 行政との連携

学校との連携がうまくうまっている学習支援事業者は、市区町村の福祉部局や教育委員会の仲介を通じて、学校や校長会へ事業内容を周知したり、学校経由で対象となる子どもへ事業の案内を届けたり、学校を訪問したりしている。とくに市区町村から何らかの事業の委託を受けている場合には、学習支援事業者は、委託元からの協力を得て、学校との関係を構築している。

また、学校との連携がうまくうまっている学習支援事業者は、事業の状況やその結果を教育委員会へ報告したり、教育委員会関係者が学習支援を見学する機会を設定したりしている。

さらに、行政から複数の事業委託を受けている学習支援事業者は、その自治体のケース会議や連絡会議に出席することで、学校や教育委員会との関係を構築する機会を得ている。

② 関係機関との会議

学校との連携がうまくうまっている学習支援事業者は、支援を要する子どもに関する市区町村が主催するケース会議や連絡会議に出席することを通じて、学校との連携を構築している。そのような会議の場で、子どもの現状や、それに対する取り組みに関する情報を共有するだけでなく、各関係機関の役割分担を決めることができれば、より子どもへの効果が高まるとの趣旨の記述もあった。

すでに行政との信頼関係が形成されている学習支援事業者のなかには、行政との連携の場の設定を主導しているところもある。

③ 属人的要因

学校との連携がうまくうまっている要因を、教職員や教育長等が事業に対して協力的であるといった属人的な要因に帰している回答も少なからず見られた。

一方で、学習支援事業者の運営委員が指導主事であったり、学習支援事業者の職員が教職経験者であったり、

学校とすでに関係を有している者であったりしたために、学校との連携がうまくいっていると回答した業者も少なからずあった。このことから、学校との連携構築を図りたい学習支援事業者は、教職経験者を運営委員にしたり、職員として採用したりすることも、検討されてよいかもしれない。

④学習支援事業者から学校への働きかけ

学校との連携がうまくいっている学習支援事業者は、定期的に学校を訪問し、事業内容や事業の意義を説明したり、事業の様子や結果を報告したり、学校から保護者への事業参加の働きかけを依頼したりしている。また、事業の成果を出していることが、学校との連携の要因であることを指摘する回答もあった。さらに、学校との連携がうまくいっている学習支援事業者は、教職員が事業所を訪問し、事業の様子を見学する機会を設けている。

このように、学校との連携がうまくいっている学習支援事業者は、教職員との対面でのコミュニケーションを通じて、教職員が事業内容やその意義を理解することを促していることがわかる。

中には、事業中の子どもの学習過程を長期で記録し、子どもの変容を教職員との話題にするという特筆すべき取り組みを実施している学習支援事業者があることもわかった。

⑤学習支援事業者と学校との連携

事業の対象となっている子どものうち、一部についての情報を学校に提供したり、学校と交換、共有したりしているとの趣旨の回答は多く見られた。

中には、そうした生徒の情報共有だけでなく、学習支援事業者と学校が協力して、子どもの登校支援を行っている事例があることもわかった。

表 4-5 学校との連携がうまくいっている理由

大カテゴリ	数	中カテゴリ	数	小カテゴリ	数	
行政との連携	24	行政から学校への働きかけ	11	行政を経由した学校、施設と連携した不登校支援	1	
				市の福祉事業所から学校への情報提供	1	
				市の福祉部局が教委を通じて対象生徒の家庭に案内文書を配布	1	
				自治体から学校へ、教委を通じ、年1回事業周知の紙配布	1	
				年度初め、市が校長会で事業周知後、事業者による学校訪問時に再度文書で周知	1	
				生活困窮担当部署からの学校訪問依頼による全中学校訪問	1	
				委託元の行政が連携の機会設定	1	
				市の職員の仲介	2	
				市の福祉部局や教委との連携	1	
				市役所の関係課の協力	1	
				教委から学校への働きかけ	3	3
		教育委員会を通じたチラシ配布	1			
		市や教委を通じた、必要に応じた学校訪問	1			
		行政からの複数の事業受託	2	2	県・市や、それらの教委からの複数の事業の受託による、市教委の不登校対策会議における SSW や適応指導教室、学校の相談員と月1度の情報共有、および分野を超えた相談への対応体制	1
					学校との他事業での連携	1
		教委が事業を担当	1	1	教委が事業を担当	1
		教委が事業を訪問	1	1	教育委員会が毎週、事業を訪問	1
		福祉部局と教委の連携	1	1	福祉部局と教委の連携	1
		教委、校長会への事業の周知	1	1	地教委、校長会への認知	1
		教委への学力進捗状況の報告	1	1	授業の状況、生徒の学力進捗状況を1週間単位で、書面と面会で教委へ報告	1
教育委員会との連携が大切	1	1	教育委員会との連携が大切	1		
教委に事業を知ってほしい	2	2	教委が事業を理解していない	1		
			市や教委との情報交換により支援教室の実情を知ってほしい	1		

次ページに続く

前ページからの続き

大カテゴリ	数	中カテゴリ	数	小カテゴリ	数	
関係機関との会議の設定	10	ケース会議	5	町のケース会議への参加	1	
				市の子ども部との連携でのケース会議で、教育委員会と同席	1	
				学校を含めたケース会議	1	
				要対協個別ケース会議での関係機関との現状、課題、支援方針の共有	1	
				方針の変更時のケース会議	1	
	連絡会議	3	1	町当局、保健所、教育委員会との月1回の会議	1	
				行政各課と教委、地域の学習支援事業者が年3回連絡会議	1	
				NPO、福祉課、教育委員会との会議	1	
	関係機関との役割分担	1	1	関係機関との定期的な情報交換の場における現状の共有と役割分担の決定	1	
	行政との連携の場の設定	1	1	長年の不登校支援による連携を基にした学習支援に関する市や教委との連携の場の設定	1	
属人的要因	17	学校が協力的	8	教師の事業への理解・協力	4	
				学校の姿勢	1	
				学校の教室への理解	1	
				学校が事業の必要性を理解	1	
				SSWと連携できる	1	
		教育長が協力的	1	1	教育長の協力	1
		職員が教職経験者	7	1	コーディネーターが教師経験者	4
コーディネーターが教師・校長経験者	2					
職員が教師、主任児童委員経験者	1	1	職員が教師、主任児童委員経験者	1		
学校と関係を持つ職員	1	1	すでに職員が学校と関係	1		
組織的要因	9	職員	1	職員の官民連携による社会貢献意識	1	
				指導主事が運営委員	1	
		成果を出すこと	3	1	子どもの学力・生活の向上	1
					高校入学の実績をあげること	1
					受講者アンケートでの高評価	1
		長期の事業運営による関係構築	4	1	長年の実践による信頼関係構築	2
					学校との信頼関係が構築	1
活動認知による学校の信頼獲得	1	1	活動認知による学校の信頼獲得	1		
事業者から学校への働きかけ	29	定期的な学校訪問	7	年度初めの学校訪問	2	
				年に一度の各中学校訪問	1	
				定期的な中学校への訪問	1	
				生徒の状況共有のための定期的な学校訪問	1	
				募集時の学校管理職訪問での説明による、学校からの保護者への事業参加の働きかけ	1	
				NPOの理事が対象生徒のいる学校の校長に挨拶	1	
				学校行事への参加	1	1
		事業の説明	4	1	担任への事業説明	1
					学校・行政への筋を通じた事業説明	1
					校長会と各学校への訪問による事業説明後の検討会の実施	1
					校長会での事業説明	1
		事業の意義の説明	2	1	学習支援の利点を伝える	1
					事業が学校と相反しないことを伝える	1
		事業の周知	2	1	市内全学校への事業の周知	1
					SSWや紙による学校への事業周知	1
		事業の様子や結果を学校へ報告	4	1	対象児童を限定した募集による、開始、終了時の学校への報告、終了時の報告書作成、学校訪問	1
					学習支援の様子を学校へ報告	1
					学校へ年数回の生徒の状況報告	1
					不登校生徒について毎月末に出席状況や学習内容を送付	1
		教師による事業訪問	3	1	教師が学習支援の場を訪問する機会の設定	1
校長、担任による教室訪問	1					
教師が事業を訪問	1					
学校への依頼	2	1	学校へのボランティア人材の紹介依頼	1		
			担任への協力依頼	1		
生徒の情報を入手	1	1	学校に問い合わせで生徒の情報を得る	1		
事業所と学校の交流会	1	1	各事業所にて区ごとの交流会	1		
子どもの記録の蓄積	1	1	子どもの学習経過を長期で記録、子どもの変容を話題にする	1		
キーパーソン	1	1	地域、学校のキーパーソン	1		

次ページに続く

前ページからの続き

大カテゴリ	数	中カテゴリ	数	小カテゴリ	数	
事業者と学校との連携	19	生徒の情報提供、交換、共有	12	担任と生徒についての情報交換	5	
				継続的な学校への情報提供、共有	4	
				出席報告、家庭の状況などの情報の共有	1	
				担任、学年主任との生徒の状況確認を行う会議	1	
				生徒の情報を校長に話す	1	
		困難を抱える生徒の情報提供、交換、共有	3	3	特に困難を抱える子どもについて担任教師への情報提供	1
					対応の難しい事例の共有	1
					必要に応じた学校との子どもの状況や変化に関する情報交換	1
		登校支援	2	2	担任と協力した登校支援	1
					不登校経験のある子どもへの学校復帰を視野に入れた支援	1
学習支援の成果を学校生活に活用	1	1	1	支援日前日の連絡による学習支援の学校生活への活用	1	
				教師との打ち合わせ	1	
学校から事業者への働きかけ	3	3	3	教師との事前の打ち合わせ、日程調整	1	
				担任からの就労支援の依頼への協力	1	
				学校からの利用依頼の受け入れ	1	
保護者から学校への働きかけ	2	2	2	教師が学習支援に参加	1	
				保護者から学校への通所の連絡	1	
連携に関する考え方	4	4	4	保護者依頼による学校との協議	1	
				子どものための率直な意見交換	1	
				子ども中心の話し合い	1	
				学校、家庭との子どもが前に進みやすい環境づくり	1	
				互いに利点を実感すること	1	

5. 学校との連携のための実践的示唆

上記の結果から、学習支援事業者と学校の連携は、事業者にとって喫緊の課題ではないものの、その必要性が認識されていることがわかった。その中で、連携がうまくいっていないとする回答が4割近くあり、連携の阻害要因を解決し、連携の促進要因を見つけ出すことが求められているといえる。

連携の最も大きな阻害要因は、行政の対応の不十分さであった。この回答傾向は、生活困窮者自立支援法にもとづく事業者を対象とした調査ゆえのものであるかもしれないが、一考すべき内容であるように思われる。省庁・行政部局間連携の不十分さや個人情報共有のルール・ガイドラインの未整備は、現場レベルで解決できる問題ではない。学習支援事業を進める行政自身が事業遂行のあり方の問題点を把握し、その解決にあたる必要がある。また、学校の連携担当者不在の問題に関しても、地域連携担当教職員を配置するなど、行政レベルで克服可能な課題であり、対応が望まれる。

一方で、学習支援事業者が創意工夫しながら、あるいは行政が連携の問題に対応する形で、連携が促進されているところもあった。それらをまとめると、学校との連携の実践的示唆として、次の5点を指摘できよう。

第一に、学校との連携を希望しながら、それが実現していない学習支援事業者は、行政の事業を受託している

場合には、委託元に学校との連携の仲介を依頼することが、学校との連携を進める上で有効であると考えられる。行政の事業を受託していない場合でも、まずは市区町村の福祉担当部局に学校との連携の仲介について相談することは、学校との連携を進める上で有効であるように思われる。

第二に、学校との連携を希望しながら、それが実現していない学習支援事業者は、支援を要する子どもに関する市区町村が主催するケース会議や連絡会議への出席を、市区町村に依頼することも、学校との連携を進める上で有効であると考えられる。

第三に、学校との連携を希望しながら、それが実現していない学習支援事業者は、学校教育関係者や教職経験者を、学習支援事業者の運営委員や職員にすることが、学校との連携を進める上で有効であると考えられる。

第四に、行政等を通じて、学校に文書を配布することができている学習支援事業者は、定期的な学校訪問による事業の説明や、経過および結果の報告、教職員が事業を訪問する機会の設定など、教職員との対面コミュニケーションの頻度を増やすことによって、学校との連携をより深めることができると考えられる。事業の経過や結果を学校に報告するためにも、支援の対象となっている子どもへの職員による働きかけの内容と、それによる子どもの変容などの記録を蓄積していくことは、有効なよ

うに思われる。

第五に、定期的な学校訪問を行っている学習支援事業者は、支援対象となっている子どもに関する情報共有にとどまらず、学習支援事業者と学校による役割分担を、学校との協議で決定し、実践していくことが、さらに学校との連携を深め、子どものよりよい変容を促すことになるように思われる。

【謝辞】

本研究の調査にご協力いただいた特定非営利活動法人さいたまユースサポートネットの代表、青砥恭氏と職員の皆様、東京電機大学の山本宏樹氏に感謝の意を表す。また、本論文は、日本教育行政学会第54回大会（於 埼玉大学）における自由研究発表をもとにしている。分科会の司会を勤め、質問や助言を下さった横浜国立大学の高橋寛人先生に御礼申し上げます。なお、本研究は、JSPS 科研費（課題番号：15K13197、20K02527）の成果の一部を含む。

【注】

1) 調査票の調査項目は以下の通りである。

- 問1 事業者の名称・事業者の事業形態・学習支援事業の方法・学習支援活動自体の開始時期・2017年度末における学習支援事業の教室数・学習支援事業の利用者実数・学習支援事業の

総実施回数・学習支援事業の定期的な実施曜日・学習支援事業の一日あたり活動時間・事業者の有給スタッフとボランティア総数・学習支援事業の目的

問2 学習支援事業における学校との連携の必要性・連携が必要ではないと答えた場合の理由・学校との連携が必要であると答えた場合の理由・自由記述

問3 学習支援事業における学校との連携程度・学校との連携がうまくいかない理由・自由記述

【参考文献】

駒村康平・田中聡一郎（2019）『検証・新しいセーフティネットー生活困窮者自立支援制度と埼玉県アスポート事業の挑戦』新泉社。

大林正史（2020）「A 県における子どもの貧困対策としての学習支援の現状と課題ー生活困窮者自立支援法に基づく学習支援と地域未来塾を対象として」『鳴門教育大学研究紀要』（35）（2020年3月発行予定）

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット（2017）『子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業報告書』。